



平成21年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社 葵プロモーション
代 表 者 代表取締役社長 高瀬 哲
(コード番号9607 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 八重樫 悟
TEL03(3779)8000

取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額 及びその具体的内容決定に関するお知らせ

当社は、平成21年5月29日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的内容決定についての議案を、平成21年6月26日開催予定の当社第46回定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(提案の理由)

当社は、役員報酬体系の改定の一環として、来たる第46回定時総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたします。これに代わるものとして、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が 株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる 株式1株当たりの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

会社法(平成17年法律第86号)上、取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権が、取締役の報酬等に該当するため、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

なお、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は、7名であります。

(議案の内容)

1. 当社の取締役の報酬額は昭和63年11月29日開催の第25期定時株主総会において、年額3億円

以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対するストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円を上限として設けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等の額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給与を含まないものといたします。

2. 当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたします。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 普通株式100,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は500株とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) その他の新株予約権の行使の条件及び

新株予約権者は、上記(3)の期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上